

飯山市老朽危険空家等解体撤去事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民生活の安全安心と良好な生活環境を確保することを目的として、市内にある空家の解体工事を実施する者に対して、その解体に要する費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、飯山市補助金等交付規則（昭和36年飯山市規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 市内に所在する1年以上使用されていないことが常態である戸建住宅（延べ面積の2分の1以上が居住の用に供されていたもの及び長屋を含む。）をいう。
- (2) 補助対象空家 市内に所在する空家のうち、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等及び特定空家等に準ずるものとして市長が認めるものをいう。
- (3) 解体工事 敷地（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1項に定めるものをいう。）内の全ての建築物又は工作物（地盤面下にあるものを除く。）の解体、撤去及び処分のために行う工事をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、個人であって次の各号に該当するものとする。

- (1) 空家の所有権を有する者（登記事項証明書又は固定資産課税台帳に所有者として記録されている者）又はその相続人であること。
- (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）第5条に規定する市町村税を滞納していないこと。
- (3) 解体する空家について、共有者がいる場合又は所有権以外の権利の設定がある場合にあっては、その全ての共有者又は全ての権利者から空家の解体についての同意を得られていること。
- (4) 解体する空家について、複数の相続人がいる場合にあっては、その全ての相続人から空家の解体についての同意を得られていること。
- (5) 補助金の交付を申請する日の属する年の前年（1月1日から5月31日までの間にあっては、前々年）の収入金額又は所得金額が別表に掲げる金額以下であること。
- (6) 飯山市暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (7) 解体工事は、次のアからウまでのいずれかに該当する者に発注すること。
 - ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による建設業の許可を受けた者（土木工事業、建築工事業又は解体工事業の許可に限る）
 - イ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条の規定による解体工事業者の登録を受けた者

ウ 建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）附則第3条第1項の規定により引き続き解体工事業に該当する営業を営む者

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費は、同一の敷地に存する補助対象空家の解体工事に要する費用とする。（家財道具の撤去、運搬及び処分要する費用を除く。）

2 公共事業等の補償の対象となっているものは、当該補助の対象としない。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、100万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。

（事前調査申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、その所有し、又は管理する空家が第2条第2号に規定する補助対象空家に該当するかどうかについて、あらかじめ市長の判定を受けなければならない。

2 前項に規定する判定の申請は、飯山市老朽危険空家等解体撤去事業事前調査申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出して行うものとする。

- (1) 位置図
- (2) 現況写真（敷地全景及び建物2面以上）
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の申請があった場合は、書類審査及び現地調査を行い、補助対象空家に該当するか否かを判定し、飯山市老朽危険空家等解体撤去事業対象判定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 前条第3項の規定により、補助対象空家に該当する旨の通知を受けた者が補助金の交付を受けようとする場合は、飯山市老朽危険空家等解体撤去事業補助金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 空家の使用状況報告書（様式第4号）
- (3) 建物の登記事項証明書（未登記の場合にあつては、固定資産課税台帳の写し、固定資産税納税通知書の写しその他の所有者又は相続人を確認できる書類）
- (4) 補助対象経費に係る工事の見積書の写し
- (5) 所得証明書
- (6) 市税の未納がない証明書
- (7) 補助対象空家の共有者又は相続人の同意書
- (8) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、交付の可否を決定するとともに、飯山市老朽危険空家等解体撤去事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

2 前項の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、同一会計年度内において、当該補助金の交付決定を受けることができない。

3 交付決定者は第1項の規定による補助金の交付決定を受けた後、補助対象事業に着手するものとし、交付決定前に補助対象事業に着手した場合は、補助金を交付しない。

（補助事業の内容の変更等）

第9条 規則第11条の2の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき 飯山市老朽危険空家等解体撤去事業変更承認申請書（様式第6号）

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 飯山市老朽危険空家等解体撤去事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）

（実績報告）

第10条 交付決定者は、補助対象事業が完了した場合は、飯山市老朽危険空家等解体撤去事業実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 解体工事の工事請負契約書及び領収書の写し

(2) 工事写真（着手前、工事中及び完了時が確認できるもの）

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から14日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条に規定する報告があった場合は、その内容を審査のうえ、交付すべき補助金の額を確定し、交付決定者に対し、飯山市老朽危険空家等解体撤去事業補助金確定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第12条 規則第14条の3に規定する請求書は、飯山市老朽危険空家等解体撤去事業補助金交付請求書（様式第10号）によるものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、補助金の交付を受けた者が次のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(1) 虚偽又は不正の申請が認められたとき。

(2) 解体撤去後2年を経過しないうちに、交付決定者が自ら建造物を建築したとき又は解体撤去後の土地を贈与したとき。

(3) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

(別表) (第3条関係)

区 分	金 額
給与所得のみの者	収入金額 1,442万円
その他の者	所得金額 1,200万円

(備考)

- 1 収入金額とは、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条に規定する給与等の収入金額をいう。
- 2 所得金額とは、所得税法に規定する不動産所得、事業所得及び給与所得を合計した額をいう。